

民間社会福祉施設サービス推進費における 「サービス改善計画」等の取組を公表します。

サービス推進費と福祉サービス第三者評価

民間社会福祉施設サービス推進費の交付施設においては、平成 19 年度から、以下の取組を実施しています。

- 少なくとも 3 年に 1 度は第三者評価を受審（一部の施設を除く。）
- 第三者評価を実施しない年は、第三者評価の利用者調査手法を活用した「利用者に対する調査」を実施
- 第三者評価等の結果を施設での利用者サービス向上のための取組につなげるために、「サービス改善計画・実施状況」を各施設が作成・公表

＜サービス推進費とは＞

東京都においては、独自に民間社会福祉施設サービス推進費補助を行うことにより、民間社会福祉施設の創意工夫による自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、都民ニーズに対応した福祉サービスの確保と施設利用者の福祉の向上を図っています。

公表している内容について

ここで公表しているのは、次のものです。

- 施設から東京都に提出された「サービス改善計画・実施状況」
- 「利用者に対する調査」の結果報告書（調査を実施した施設のみ。）

サービス改善計画は「第三者評価」又は「利用者に対する調査」の結果に基づいて作成されています。サービス改善計画は、受審（実施）年度の 3 月 31 日時点、実施状況は、翌年度の 4 月 30 日時点の情報です。

なお、「第三者評価」を受審した施設の評価結果は、「とうきょう福祉ナビゲーション」の第三者評価のページで公表しています。（事業所情報の詳細ページからも、「評価情報詳細」のボタンをクリックすれば見られます。）

※「サービス改善計画・実施状況」は、ホームページ及び当該施設内においても公表しています。
※サービス推進費交付施設においては「財務情報等の公表」の取組も行っており、第三者評価等の公表とあわせて、利用者への情報提供とともに、利用者サービスの更なる向上のために常に努力しています。

次のページより、「サービス改善計画」等を公表しています。

「福祉サービス第三者評価」等を踏まえたサービス改善計画・実施状況

施設名	浴風会 松風園	受審(実施)年度 (※)	令和 4 年度	施設番号	23-0002
-----	---------	-----------------	---------	------	---------

※第三者評価または利用者調査実施の年度

項目	評価結果に基づく現状分析 (令和 4 年度)	改善計画 (令和 4 年度末時点)	実施状況(予定を含む) (令和 5 年 4 月 30 日時点)	左記実施状況に実施予定が あった場合の実施状況 (令和 年 4 月 30 日時点)
利用者の 個人的思 考の変化 や高まり に対応し た更なる 体制整備 について	近年の利用者の個人的思考や生活上の決まりを越えた要望に支援現場が苦慮するケースが出てきています。今後ますます多様化する利用者個々の支援ニーズに応えるために、現状の支援手法の再確認や更なる支援整備に向けた体制整備が期待されます。	利用者の多様化する要望に対して、個々の職員が苦慮することなく施設として統一に対応する必要性から、各居室担当・棟担当・ケアリーダーによる毎月の棟担当カンファレンスを開催するようにした。	1 実施済み 2 実施予定 (年 月ごろ)	1 実施済み (年 月) 具体的には以下のとおりです。
記録書式 の標準化 について	日常的に最も活用されている引継ぎノートについて、報告事項、連絡事項、特定職員への伝達などが混在しており、特に伝達事項について確実に伝わったことが確認できる標準化の工夫が望まれる。	引継ぎノートのみに依存せず他の記録にて補完できるよう電子記録の使い方を見直し、都度確実な共有を確認する。	1 実施済み 2 実施予定 (年 月ごろ) 具体的には以下のとおりです。 ミーティング時に手書きノートと電子記録を照合して通知することにより共有状況を確認する時間を定例・定性化した。	1 実施済み (年 月) 具体的には以下のとおりです。
入所希望 者待機者 の現状把 握による 効率的入 所者選定 への取り 組みにつ いて	800 名を超える入居待機者に対し、年間新規入居者は 20 名程度で待機年数が長期化している中、申込キャンセルや他施設入所といったケースもあり、新規入所者の選定が非効率となっている。現状確認等により迅速かつ効果的な運営を期待する。	待機者リストの再整備を行うとともに現状での利用意向の調査を行う。	1 実施済み 2 実施予定 (令和 5 年 8 月ごろ) 具体的には以下のとおりです。 入居意向確認調査レターを送付、その結果に基づきリストの再整理を行う。	1 実施済み (年 月) 具体的には以下のとおりです。

※この様式は、「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱」等の規定に基づき、利用者の皆様にお知らせするためのものです。

※「項目」は、第三者評価における「さらなる改善が望まれる点」などを参照に、施設が独自に決めています。

※第三者評価(又は利用者に対する調査)の結果は、施設において公表しているほか、「とうきょう福祉ナビゲーション」によりインターネットでも閲覧できます。